

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	高知県立幡多看護専門学校
設置者名	高知県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	34 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

当校の教務室にて閲覧

3. 要件を満たすことが困難である学科 ※該当なし

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	高知県立幡多看護専門学校
設置者名	高知県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営会議
役割	1 学校の基本的に運営に関する以下のことを審議する。 2 校長、副校長、事務長、教務主任及び校長が必要と認める者を構成する。 定数＝10 名以内 3 2 名以上の学校の職員でない者を選任し参加させる。 (1) 教育方針、教育計画及び教育内容に関すること。 (2) 学校の学則施行細則に関すること。 (3) 入学、進級及び卒業に関すること。 (4) 学生の身分に関すること。 (5) 予算計画に関すること。 (6) その他、学校の運営及び管理に関し、重要と認めること。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
幡多けんみん病院 経営事業部長	令和 2 年 6 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	
幡多けんみん病院 看護部長	令和 2 年 6 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	高知県立幡多看護専門学校
設置者名	高知県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則」により、教育課程の科目及び時間数は、校長が知事の承認を受けて定める。 授業計画(シラバス)の作成過程は、下記のとおり。 ①講師との日程調整と授業計画(シラバス)作成の打ち合わせ：～2月末 ②授業計画(シラバス)(案)の作成：～3月中旬 ③講師の確定及び学生への公表：～4月上旬	
授業計画書の公表方法	当校の教務室にて閲覧
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 単位授与は、「高知県立幡多看護専門学校学則」及び「履修規程」により、下記のとおり定め、実施している。 成績の評価は、学科試験、実習成績及び日常の学習状況により行う。 ①学科試験の評価は、筆記試験、論文考査、実技試験、口述考査、学習態度等を総合して判定する。 ②臨地実習においては、実習の状況(知識・技術・態度)を総合的に評価する。 ③授業科目の内、講義では、各科目所定の授業時間数の3分の2以上、臨地実習では、5分の4以上の出席をした者に対し、試験を行い、成績を評価する。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績評価は、「履修規程」により、下記のとおり定め、実施している。 ①各科目の評価は100点満点とする。 ②各科目の評定は次のとおりで、可以上を合格とする。 優(80点以上)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満) 不可(60点未満) ③成績の評価が不合格(60点未満)であった者は、再試験・再実習を、原則として1科目につき1回受けることが出来る。 ④学科試験の点数と、臨地実習の点数を合計した点数を総合評価点とし、その点数の高い順に各学生に学年順位を付す。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	当校の教務室にて閲覧
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定については、「高知県幡多看護専門学校学則」及び「履修規程」により就業期間在籍し、所定の授業科目の単位を修得した者に対し、運営会議の議を経て校長が卒業を認定する。 授業科目の履修については、全科目を必修とし当該年次で履修するものとする。 規定の学年で履修できない者については、原則として原級に留まり、その授業科目を再履修するものとする。ただし、臨地実習科目を除く不合格科目が1科目の場合であって、授業担当科目担当者が早期に合格の見込みがあると認めた場合は、進級させることが出来る。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	当校の教務室にて閲覧

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	高知県立幡多看護専門学校
設置者名	高知県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	なし
収支計算書又は損益計算書	なし
財産目録	なし
事業報告書	なし
監事による監査報告（書）	なし

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門	看護	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
			単位時間 76/単位	単位時間 /単位	単位時間 23/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
3 年	昼	9 9 単位	9 9 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
1 0 5 人		9 1 人	0 人	9 人	1 2 0 人	1 2 9 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）厚生労働省に認可を受けたカリキュラムに基づき講義及び臨地実習を実施している。年度当初に年間の授業計画を作成し、講師及び学生に配布している。
成績評価の基準・方法
（概要）「高知県立幡多看護専門学校学則」「履修規定」に基づき、学科試験、実習成績、日常の学習状況により総合的に判断し、優、良、可、不可の4段階で各科目の評価を実施している。
卒業・進級の認定基準
（概要）「高知県立幡多看護専門学校学則」に基づき、修業期間を在籍し、所定の授業科目の単位を修得した者の対して、運営会議の議を経て校長が卒業を認定している。
学修支援等
（概要）成績の下位の学生には、チューター制度をとり個別的に学習支援を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
30人 (100%)	1人 (3%)	28人 (93%)	1人 (3%)
(主な就職、業界等) 医療施設（病院）			
(就職指導内容) 就職先病院施設等の紹介、就職試験の支援（レポート作成や面接の指導）			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師学校受験資格、専門士の称号			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
(令和元年度) 92人	2人	2%
(中途退学の主な理由) 進路の変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別的な学習支援や精神的支援（面接）を実施している。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護	10,000 円	118,800 円	0 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130122/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 自校の教育活動及び学校運営の状況についての評価を行い、運営の改善点を明らかにし、教育水準の向上ならびに設置目的を達成するために組織的・継続的に取り組むことを目的に、「幡多看護専門学校関係者評価委員会」を設置する。委員は行政職員、卒業生、他看護学校関係者、実習先関係者等で組織し年1回以上開催する。また、評価結果を基に成果と課題を分析し、次年度以降の運営、教育活動に反映させる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
幡多けんみん病院 経営事業部	令和2年6月1日～ 令和3年3月31日	実習先関係者
幡多けんみん病院 看護部	令和2年6月1日～ 令和3年3月31日	実習先関係者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130122/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130122/
--

(別紙)

※指針（2020 年度版 P23 下部 QA により 2020 年度の更新確認申請に限って提出不要）

※この別紙は、更新確認申請の場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が 1 人以上 10 人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が 0 人の場合には、「0 人」と記載すること。

学校名	
設置者名	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		人	人	人
内 訳	第Ⅰ区分	人	人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	第Ⅲ区分	人	人	
家計急変による支援対象者（年間）				人
合計（年間）				人
（備考）				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数 の5割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間数 が標準時間数の5割以下)	人	人	人
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に 連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）
の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間数 が標準時間数の6割以下)	人	人	人
G P A等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。